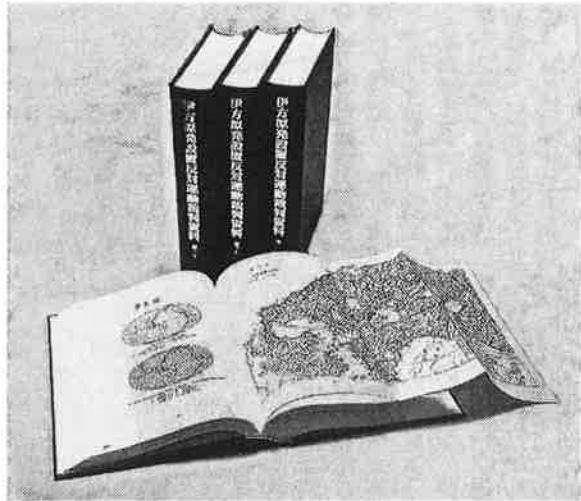


日本現代史シリーズ3『伊方原発設置反対運動裁判資料』(クロスカルチャー出版)第一回配本・全四巻が刊行

▼藤田一良解説／澤正宏編集・解題・解説、日本現代史シリーズ3『伊方原発設置反対運動裁判資料』第一回配本全四巻、930頁、B5判総約三五〇〇頁・本体一六〇〇〇円・クロスカルチャー出版

一九七三年八月、愛媛県西宇和郡の住民三五人が提訴した伊方原発原子炉設置許可取消訴訟は、原発の安全性が最大の争点となった世界初の科学裁判として知られる。このたびクロスカルチャー出版から刊行された『伊方原発設置反対運動裁判資料』(第一回配本・全四巻)は、二〇年近

世界初の科学裁判、伊方原発訴訟の記録集成
原発の危険性を追及し続けた歴史的ドキュメント



くにおよんだこの裁判の膨大な裁判資料を復刻したものである。原告弁護士を務めた藤田一良弁護士の解説と、澤正宏福島大学名誉教授の編集・解題・解説によって、日本初の原発裁判である伊方原発原子炉設置許可取消訴訟の全貌を伝える貴重な裁判資料が、一覽できるかたちでこ

に蘇った。四国電力伊方原発一号炉の設置許可が下りたのは一九七二年一月、いまから四十年前のことだ。ときは今大閣と呼ばれた田中角栄政権の時代であり、田中首相の列島改造論が追い風となって日本各地で巨大開発が進められる一方、公害が本格化して各地で反公害の住民運動が高まりはじめた頃であった。こうした時代背景のもとで伊方原発訴訟が提起されたのである。本書別冊で藤田一良弁護士が述べるとおり、伊方原発訴訟は初めてつくしの裁判だった。住民は伊方一号炉の設置許可を出した田中角栄首相を相手取って提訴したが、実質審査の手前で、そもそも原告である原発立地の現地住民に行政訴訟の原告となる資格があるのか、というところから審議が始まった。門前払いを突破し、裁判を事実審議にまで持ち込んだことで、伊方原

発訴訟はその後、続々各地の原発関連訴訟の嚆矢となったのである。原告は設置許可取消を求めた。理由は、原発の安全性に関する問題点を列挙した。福島原発震災を目的の当たり前にした今日から振り返ると、まずその先見性に瞠目させられる。平常運転時における放射性廃棄物の危険性、事故時に

おける原発の放射能による危険性、作動しない緊急炉心冷却装置(ECCS)、蒸気発生器細管の欠陥と事故につながる危険性、原子炉圧力容器や一時冷却系配管の欠陥、使用済み核燃料の保管問題など、いずれも福島第一原発の事故によって身に迫る現実となった問題ばかりである。国の伊方原発設置許可は、四国電力の資料を編み込んだだけである。審査が行われておらず、安全審査基準を満たさぬとは到底いえない。ところが国は、事故など起

【広告】

クロスカルチャー出版
http://www.crosscul.com

エコーする(知)CPCリブレ創刊

No.2 今原発を考えるーフクシマからの発言
対談・安田純治(弁護士)・澤正宏(福島大学名誉教授)
高橋寛人 著(横浜市立大学教授) 二〇一三年十一月刊

最新刊 藤田一良 解説／澤正宏 解題・解説
伊方原発設置反対運動裁判資料
定価 一六八〇〇〇円

既刊 安田純治 解説／澤正宏 解題・解説
福島原発設置反対運動裁判資料
全2回配本(全7巻)
定価 二四九〇〇円

第一回配本(全4巻)
定価 一六八〇〇〇円

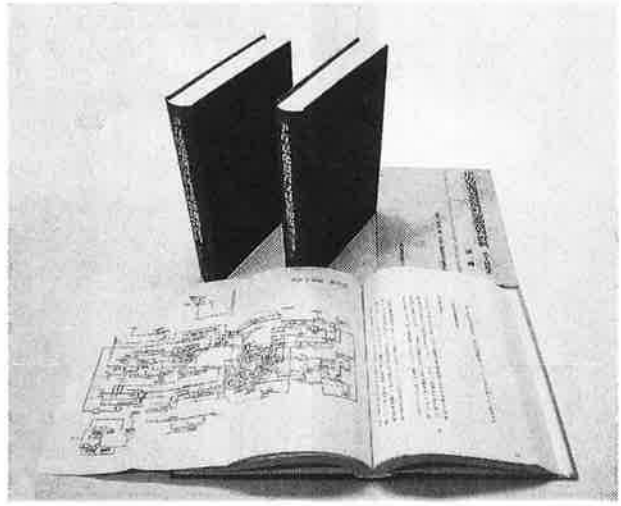
二〇一三年十一月三日 図書新聞掲載

東京都千代田区猿楽町 2-7-6-201
〒101-0064 ☎03(5577)6707 税込

▼日本現代史シリーズ
 3『伊方原発設置反対運動裁判資料』第二回配本・全三巻(第五巻)第七巻、澤正宏(福島大学名誉教授)編集・解題・解説、2,280頁、B5判総約一八〇〇〇頁・本体九〇〇〇円・クロスカルチャー出版

書砦のごとく壮観な、脱原発の土台となる資料集

クロスカルチャー出版から『伊方原発設置反対運動裁判資料』第二回配本・全三巻が刊行



3・11原発震災から三年余り、国民の過半数が脱原発を望むのは裏腹に、政府と電力会社は原発再稼働に邁進し、原発輸出も積極的に推進する。福島第一原発事故は過去に押しやられたかのようにある。私たちは戦後日本の原発政策史をいくつも検証し、ときの政治勢力や社会状況に流されることなく現在を定位しなければならぬ。

そのための基礎資料となるのが、クロスカルチャー出版から刊行された『伊方原発設置反対運動裁判資料』全七巻である。このたびの第二回配本で、全七巻がすべて揃ったことになる。原発の設置と建設に警鐘を鳴らし、科学的にその問題性と危険性を明らかにした先駆的な裁判の重要資料が、これで一般読者にも閲覧可能になった。その意義はいくら強調しても足りないくらいである。

3・11以後、「原発事故で死者はいない」と言っていた原子力ムラの関係者や言論人は、まずこうした

四国電力が伊方原発の立地選定を始めたのは、福島第一原発が着工した翌年の一九六七年。当初予定地としたのは現在の宇和島市で、地元住民の激しい反対運動にあつて建設を断念した。その教訓から四電と行政は秘密裏に伊方町に設置計画を移し、地元を動かして原発誘致をさせる根拠を行った。こうして住民無視の原発推進がスタートしたのである。反対する住民への四電側の切り崩し工作は熾烈を極め、原発用地の地権者で土地契約に反対していた「自然を守る会」会長で反対派の中心的リーダーの一人、井田与之平の妻・キノコが自殺に追い込まれた。執拗な売却要求に負けて、夫の留守中に四電に自分名義の土地を売却したのである。3・11以後「原発事故で死者はいない」と言っていた原子力ムラの関係者や言論人は、まずこうした現実を見ていない。原発は稼働前から地元住民の夫婦や親兄弟の関係を破壊し、「殺人」を始めていたのである。しかも、明らかに悲劇は水山の一角にすぎない。列島各地の原発予定地でくりかえされた惨劇の二コマが、本書には深く刻まれている。

伊方原発の安全性を問うた設置許可取消訴訟が提訴されたのは、一九七三年のことだった。原発に関する日本で最初の行政訴訟であり、原告側は国の設置許可の非科学性を突き、安全性をめぐる法廷論争は原告側の圧勝に終わったはずだった。その緻密な論理展開を示す資料は、『伊方原発設置反対運動裁判資料』の第一回配本第一巻(第四巻)に余すところなく収録されている。ところが一番の松山地裁は、国の安全審査に問題はないと見做し、原告側の訴えを退けたのである。

今回の第二回配本では、第五巻に上告理由書、第六巻に上告理由補充書、第七巻に控訴審の準備書面や判決決定要旨などの資料が収められている。上告理由書は、一九七九年に起きたスリーマイル原発事故を踏まえて、被告側が伊方原発を初めとする国内のどこでも「多重防護」や「プールの構造だから事故は起こらない」と主張したことを指摘した。憲法違反にはかならない諸法制や、国民の基本的な人権を侵害する原発の問題は、伊方訴訟で明快に指摘されていた。福島原発震災はそれを見事に証明したことになる。

周辺住民や作業員の「被曝許容量」の問題性、燃料棒の破断や一時冷却系配管の腐食・損傷、地震と地盤の問題、災害評価をめぐって重大事故の可能性に関する考慮を「想定不適当事故」「仮想事故」などと切り捨てる姿勢など、国の安全審査のあり方をめぐって原告側が指摘した数々の点もまた、原発震災によって証明されたのである。

最高裁の判決は、裁判所が国民から負託された人権擁護の使命を果たし得る「最後の機会」であり、最高裁が「事故の共犯者」にならないように願う――第五巻と第六巻に収録された原告の上告理由書および上告理由補充書には、こうした文言がある。すでに原告側は控訴審の準備書面で、一番判決で明らかになった被告側の姿勢には、人類破壊への道である「テクノ・フアズム」が見られると指摘していた。原発フアズムに翼賛した裁判所は、「最後の頼みの綱」として残っている人権擁護の砦たるべき信頼を失墜させたのである。

3・11以後、私たちはこの砦を再構築する課題を担ったはずである。書砦のごとく壮観な本書は、まさしくその土台となる資料集である。

新シリーズ エコーする(知)
CPCリブレ創刊
 【日本図書館協会選定図書】

No.1 **今 原発を考える**
 一フクシマからの発言 <改訂新装版>
 安田純治(弁護士・元福島原発訴訟弁護団長) 澤 正宏(福島大学名誉教授)との対談本
 ISBN978-4-905388-74-6
 3.11 直後の福島原発の事故の状況を、約40年前すでに警告していた。原発問題を考えるための必備の書。

No.2 **危機に立つ教育委員会**
 教育の本質と公安委員会との比較から教育委員会を考える
 高橋寛人(横浜市立大学教授)著
 ISBN978-4-905388-71-5
 戦後 GHQ 指令によって設置された教育委員会。今、教育委員会改革で中立性が危ぶまれている。教育のあるべき姿を探る。教育関係者注目の書。
 A5判 各巻定価 本体1,200円+税

クロスカルチャー出版
 東京都千代田区猿樂町 2-7-6 << 呈目録 >>
 TEL 03-5577-6707 http://www.crosscul.com